

労災保険財政について

令和6年9月30日 労災保険財政懇談会資料

労働者災害補償保険制度について

背景・趣旨

- 労災保険は、労働者の業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害に対して迅速かつ公正な保護をするために保険給付を行い、あわせて被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図ることにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としているもの。
- 労働者の業務災害については、使用者は労働基準法に基づく災害補償責任を負っているが、同法の災害補償に相当する労災保険給付が行われる場合には、この責任は免除され、労災保険が実質的に事業主の災害補償責任を担保する役割を果たしているもの。

概要・仕組み

- 労働者災害補償保険法により、労働者を使用するすべての事業に適用。
- 費用は、原則として事業主の負担する保険料によって賄われ、労働保険特別会計労災勘定によって経理。

〔主な保険給付〕

- 療養(補償)給付、複数事業労働者療養給付・・・必要な療養を給付
- 休業(補償)給付、複数事業労働者休業給付・・・休業1日につき給付基礎日額(※1)の60%を支給
- 障害(補償)給付、複数事業労働者障害給付・・・障害が残った場合に年金又は一時金を支給
- 遺族(補償)給付、複数事業労働者遺族給付・・・遺族に対し年金又は一時金を支給

※2

※1: 給付基礎日額・・・原則として、給付事由発生日以前の直近3か月の平均賃金

※2: 上乗せとして、特別支給金が支給される場合があり、休業特別支給金では休業1日につき給付基礎日額の20%を支給

〔社会復帰促進等事業の概要〕

- 社会復帰促進事業・・・特定疾病アフターケアの実施、義肢・車いす等の支給等
- 被災労働者等援護事業・・・被災労働者に対する介護の実施、労災就学等援護費の支給等
- 安全衛生確保等事業・・・第三次産業労働災害防止対策支援事業、産業保険活動総合支援事業費補助金、未払賃金の立替払事業、働き方改革推進支援助成金等

基本データ

○適用事業数	約297万事業場(令和5年度末)	○適用労働者数	約6,146万人(令和4年度末)
○新規受給者数	777,426人(令和4年度)	○年金受給者数	189,883人(令和5年度末)
○保険料収入	9,141億円(令和5年度)	○保険料収納率	98.7%(令和5年度)
○保険給付等	8,062億円(令和5年度決算額)	○社会復帰促進等事業	755億円(令和5年度決算額)

労災保険給付の主な内容

療養(補償)等給付

(2,513億円)

被災労働者が傷病を受けたことによる損害を填補するもの。

休業(補償)等給付

(993億円)

被災労働者がその受けた傷病の治療のために労働することができず、そのために収入を得られなかったことによる日々の損害を填補するもの。

傷病(補償)等年金

(98億円)

被災労働者がその受けた傷病により一定の障害の状態にあり、その結果労働能力を喪失したことによる損害を填補するもの。

障害(補償)等給付

(年金1,209億円、前払一時金6億円、
一時金293億円)

被災労働者がその受けた傷病の治癒後において身体に障害を残し、その結果、将来に向かって労働能力の全部又は一部を喪失し、そのために収入を得られなくなったことによる損害を填補するもの。

遺族(補償)等給付

(年金1,733億円、前払一時金17億円、
一時金81億円)

被災労働者が死亡したために将来に向かってその者から扶養を受けられなくなったことによる損害を填補するもの。

※()内は令和5年度の支払実績

労災保険経済概況

(単位: 億円)

区 分	元年度 (決算)	2年度 (決算)	3年度 (決算)	4年度 (決算)	5年度 (決算)
① 収 入	12,036	12,332	11,746	11,779	12,277
うち 保 険 料 収 納 額	8,621	8,972	8,503	8,617	9,145
うち 利 子 収 入	1,203	1,118	1,061	1,018	980
うち 前年度より受入(支払備金等)	1,977	2,000	1,933	1,904	1,941
② 支 出	12,467	12,253	11,885	11,809	11,972
うち 保 険 給 付 費 等	8,496	8,243	8,138	8,023	8,062
うち 社 会 復 帰 促 進 等 事 業 費	802	907	747	742	755
うち 翌年度への繰越額(支払備金等)	2,000	1,933	1,904	1,941	1,928
決 算 上 の 収 支	△ 431	79	△ 139	△ 30	305
積 立 金 累 計 額	78,239	78,318	78,180	78,149	78,454

注) 1 労災保険の積立金は、労災年金受給者への将来の年金給付費用に充てる原資である。

(年金受給者数: 189,883人(令和5年度))

2 収入には、事業主が負担する労災保険料のほか、積立金等の運用収入、支払備金等の前年度からの受入金等が含まれている。

3 支出には、保険給付費等の当年度歳出額のほか、翌年度へ繰越される支払備金等が含まれている。

4 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致していないものがある。

労災保険の積立金・責任準備金について

積立金について

- 労災保険の給付には、基本的に短期間で給付が終わる短期給付（療養補償給付、休業補償給付等）と、将来にわたって長期間給付を行う長期給付（遺族補償年金、障害補償年金等）があり、労災保険率を算定する際には、
 - 短期給付分については、3年間の収支が均衡する方式（純賦課方式）による
 - 長期給付分については、災害発生時点の事業主集団から、将来給付分も含め年金給付等に要する費用を全額徴収方式（充足賦課方式）によることとしている（労災保険率の設定に関する基本方針）。
- なお、労災保険率の設定に関する基本方針は平成17年3月25日に制定されたものであるが、充足賦課方式については、昭和61年に労働基準局長の私的研究会として発足された「労災保険財政研究会」の提言（※）に盛り込まれており、平成元年度の料率設定から採用されている。
 - ※提言 ・損害保険としての性質を持ち、それでいて、年金給付のある労災保険では、財政の健全性及び負担の公平性から、事故発生時に将来の年金給付の費用を全額積み立てておく充足賦課による財政方式を採用することが望ましい
 - ・事故発生時の事業主に給付に必要な費用の全部を原価で賦課する充足賦課方式を採用すべきである
- 特別会計に関する法律では、労災勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上の剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、労災保険事業の保険給付費及び特別支給金にあてるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとされているが、上記の充足賦課方式を採用してからは、運用上、将来の年金給付に要する費用として積算した金額（責任準備金。下記参照。）を目途に積み立てることとしてきた。
- なお、労災保険の積立金はすべて財政融資資金に預託しなければならない（財政融資資金法）ため、預託による利子収入を年金給付の財源に充てることができる。
- 令和5年度末の積立金の額： 7兆8,454億円 ※ 概ね責任準備金に見合った積立金を保有

責任準備金について

- 責任準備金の額は、**現に年金給付を受けている被災者又は遺族に対し、将来支払うこととなる年金給付総額の現在価値**を、保険数理に基づいて算出したものである。
- 令和5年度末における責任準備金の額： 7兆7,167億円

令和3年12月9日 行政改革推進会議 「特別会計に関する検討の結果のとりまとめ」(抄)

○労働保険特別会計（所管府省：厚生労働省）

労働保険特別会計は、昭和22年に失業保険事業等の経理を明確化するため設置された失業保険特別会計及び労働者災害補償特別会計が、昭和47年に一元化され設置されたものである。さらに、昭和50年から従来の失業保険制度に代わり、失業補償機能を発展的に継承するとともに、雇用構造の改善等雇用に関する総合的機能を有する雇用保険制度が新設された。

本特別会計では、労災保険事業を経理する労災勘定、雇用保険事業を経理する雇用勘定及び労働保険料の徴収に係る業務を経理する徴収勘定の3勘定に区分されている。

労災勘定は、「労働者災害補償保険法」（昭和22年法律第50号）に基づき、「労働基準法」（昭和22年法律第49号）に定める使用者の災害補償責任を担保するため、労災保険事業として、労働者の負傷、疾病、障害、死亡等のうち、業務上の事由等により生じたものに必要な保険給付を行うとともに、被災労働者の社会復帰の促進等を図るための社会復帰促進等事業を行っている。

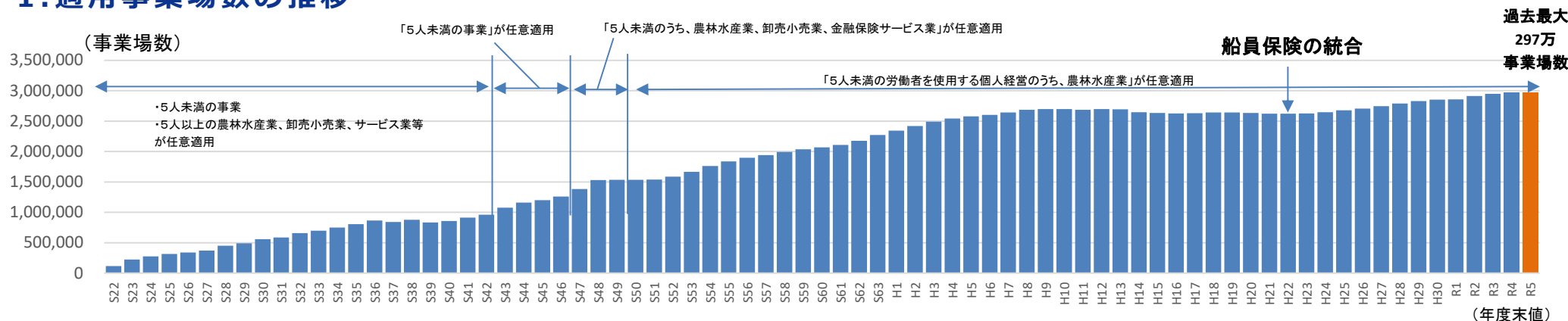
本勘定は、労災保険事業が事業主から徴収している保険料により行われることから、その受益と負担の関係の明確化や適正な保険料率の設定を可能とするため、一般会計や他勘定と区分して経理する必要がある。

本勘定は、労災年金債務の履行に必要な原資（責任準備金）の財源として積立てを行っているが、責任準備金の算出根拠となる賃金上昇率や運用利回りについては、設定値と実績値とが乖離していることから、妥当性について検証を行うとともに、その適正水準について引き続き検討する必要がある。

（以下略）

適用事業場数及び適用労働者数の推移

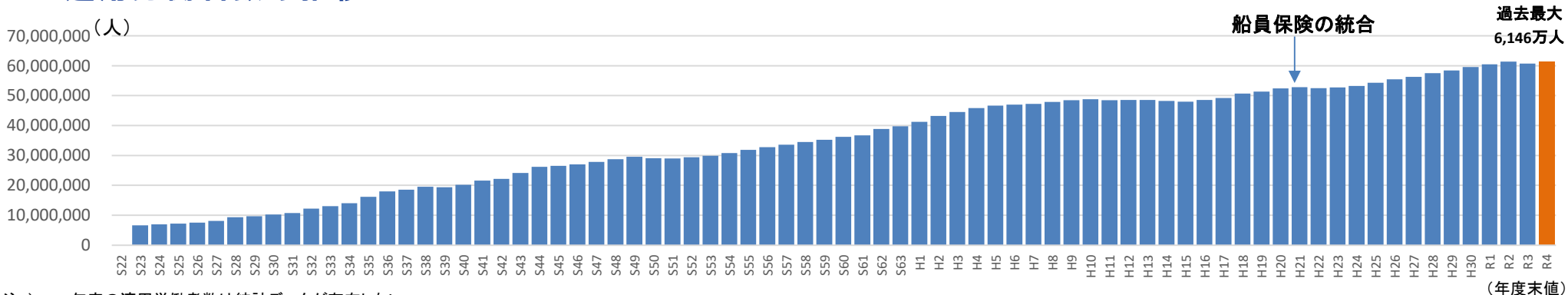
1. 適用事業場数の推移



注1) 労災保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の数。

注2) 継続一括事業は1事業場としている。第2種特別加入(1人親方等)の場合、特別加入の加入団体を1件として計上。有期事業は1現場を1事業場として計上。

2. 適用労働者数の推移

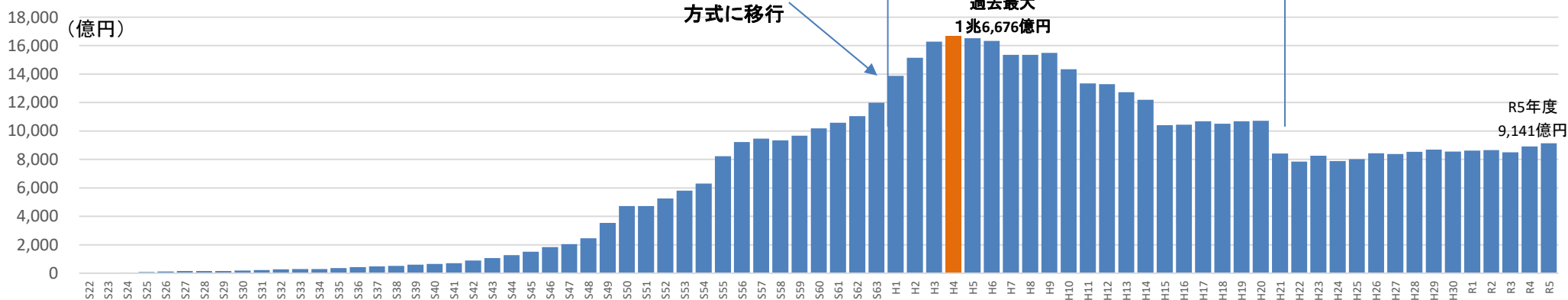


注1) S22年度の適用労働者数は統計データが存在しない。

注2) 労災保険適用事業の労働者、第1種特別加入者(中小事業主等)、第2種特別加入者(1人親方等)、第3種特別加入者(海外派遣)の数の合計。

保険料収納済額及び保険給付額等の推移

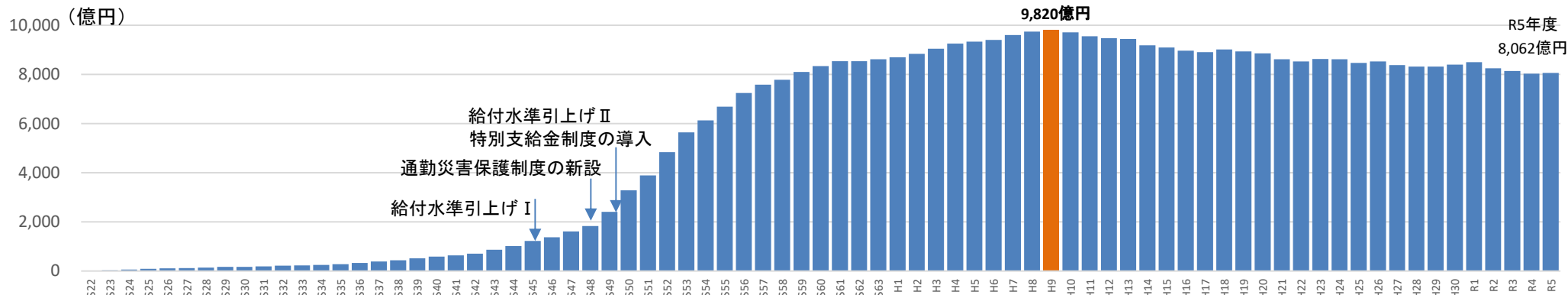
1. 保険料収納済額の推移



注1) 徴収決定済額に対し適用事業の事業主から納付があり、これを政府が収納した労働保険料のうち労災保険に係る額をいう。

注2) 特別加入者の納付分も含む。

2. 保険給付額等（本体給付と特別支給金）の推移

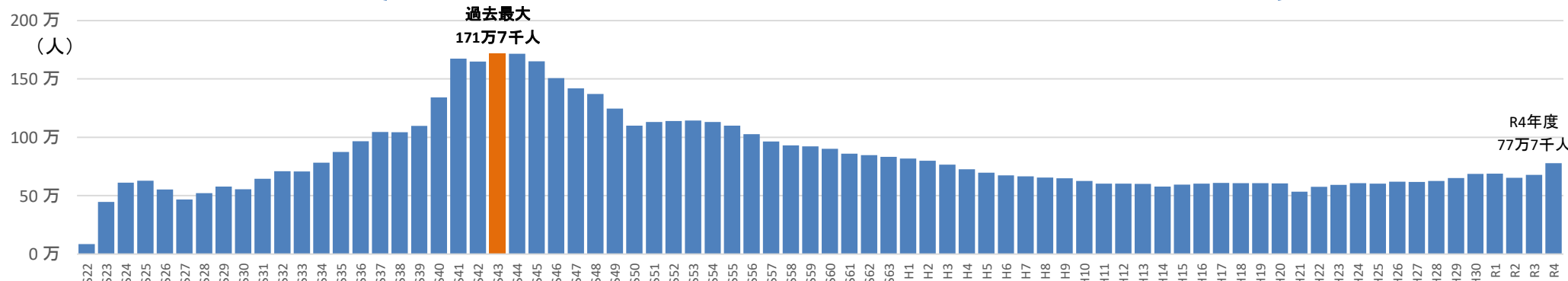


注) 保険給付額と特別支給金額の合計。特別加入者に係る給付も含む。

新規受給者数及び新規年金受給者数等の推移

1. 新規受給者数の推移

H21年度の船員保険統合では、船員保険法上の既裁定年金受給者に労災保険から給付することとしたものであることに鑑み、ここではH21年度の新規受給者数に船員統合分を計上しない整理としている。



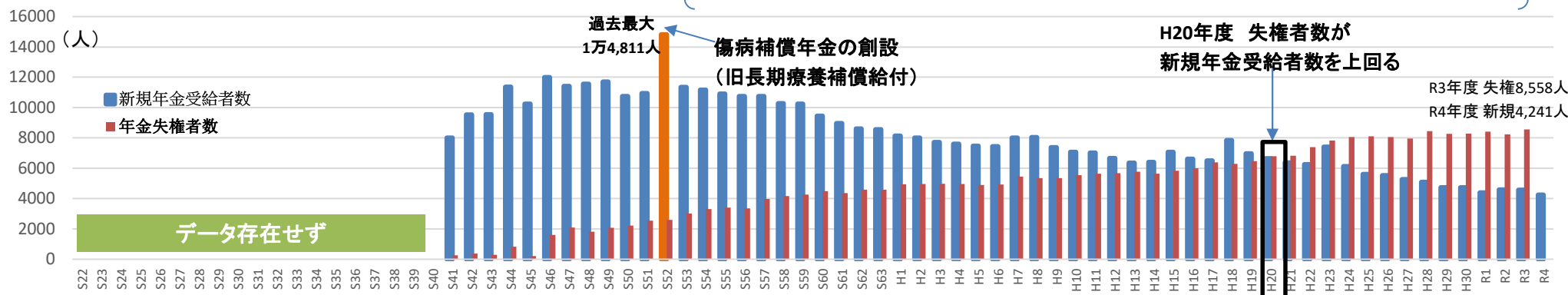
注1) 新たに療養補償給付の支払いを受けた者及び療養補償給付の支払いを受けずに葬祭料の支払いを受けた者の数を新規受給者数に集計。

注2) 同一年度であっても、異なる災害を原因として給付を受けた者は、それぞれ新規受給者数として取扱う。

注3) 初回に給付を受けた年度に計上しており、労働災害の発生年度には計上されない。

2. 新規年金受給者数及び年金失権者数の推移

H21年度の船員保険統合では、船員保険法上の既裁定年金受給者に労災保険から給付することとしたものであることに鑑み、ここではH21年度の新規年金受給者数に船員統合分を計上しない整理としている。



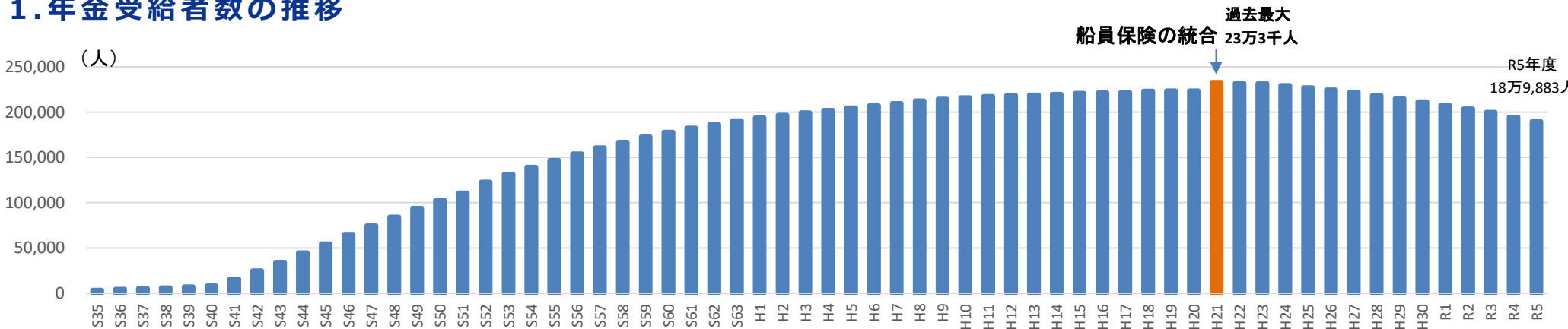
注1) 新規年金受給者数は、年金又は前払い一時金のいずれかを初めて受けた者の数。毎年2月年金支払期処理時点のデータ（ただし、遺族補償前払い一時金の新規数は当該年度の決算数値を使用）を集計。

注2) 当年度に存在する年金証書番号であって、前年度以前に存在せず、かつ傷病・障害（補償）年金については再発でないものを計上。

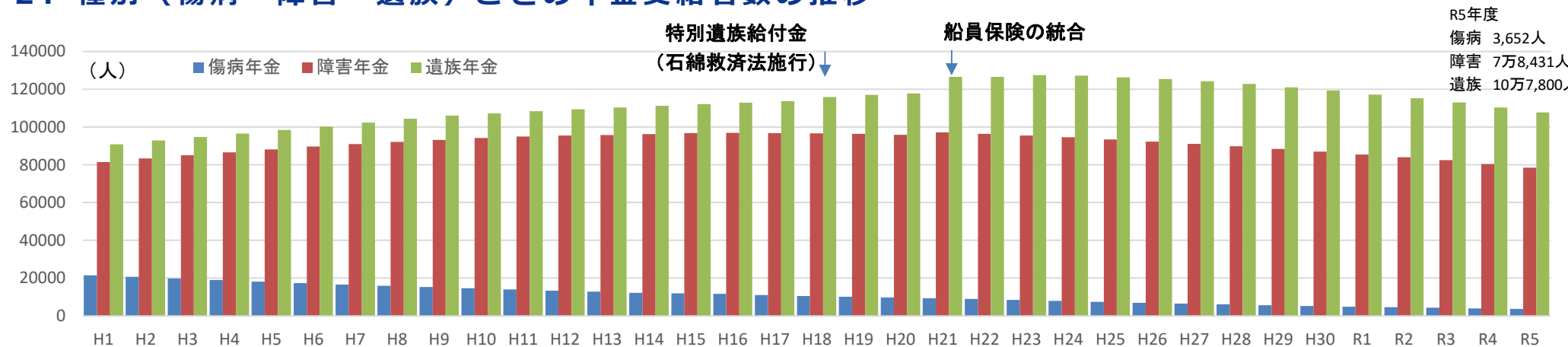
注3) 年金間の移行があった場合（傷病⇒遺族、障害⇒傷病等）には、変更後の年金の支給を受けたときに新規として計上されるが、同一年金間での変更（等級、傷病種類、遺族受給権者の変更等）は計上されない。

年金受給者数の推移

1. 年金受給者数の推移



2. 種別（傷病・障害・遺族）ごとの年金受給者数の推移



注1) 平成18年度より特別遺族給付金の受給者を遺族年金受給者数に含む。石綿にさらされる業務に従事することにより石綿を原因とする中皮腫や肺がん等にかかり、これにより石綿救済法の施行日の前日(平成18年3月26日。直近の改正により令和8年3月26日まで拡大。)までに亡くなった労働者のご遺族の方について、労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効(5年)によって消滅していた場合にその請求に基づき支給。